

私道の除雪補助のお知らせ



月形町では、冬季間の私道の公共的機能の向上を図るとともに、住民の快適な生活環境の保持や安全・安心な地域づくりに資することを目的として、私道の除雪費用の一部を補助する制度を設けていますのでご活用ください。

1 対象となる私道

- ① 私道の延長が概ね 30m以上であること
- ② 私道の幅員が概ね 3m以上であること（救急車等緊急車両が通れる幅）
- ③ 私道の一端が国道、道道又は町道の除雪路線に接していること
- ④ 個人及び法人の営業を目的とした私道でないこと
- ⑤ その他町長が特に認めるもの

※ただし公営住宅等の敷地及び民有地の駐車場は対象としません。

2 交付対象者

町内の除雪請負業者との契約により、私道の除雪を委託する2戸以上で組織する住民（団体）とします。

（地先の住民で除雪団体を組織していただきます。）

3 補助金の額

補助額は、町が算出する基準額の2分の1以内の額とします。ただし、除雪請負業者との契約額が基準額に満たない場合は、契約額の2分の1以内の額とします。（千円未満の端数は切り捨てします。）

※基準額は町の除雪業務の単価を基本として算出します。

4 補助金の交付方法

- 1) 団体の代表者を決め、12月15日（金）までに下記にお知らせください。
- 2) 除雪請負業者に支払後、領収書を添付して実績報告書を提出していただき、内容を審査して補助金を交付します。

5 申請先・問合せ

月形町役場 農林建設課土木管理係

☎ 53-2322